

令和8年度第2回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会

日 時：令和8年8月26日（水）

午後1時30分から午後2時30分

場 所：県庁9階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- （１）第10期みやぎ高齢者元気プランの骨子案について
- （２）第10期みやぎ高齢者元気プランの目標指標について

3 その他

4 閉 会

=====

【配布資料】

- 資料1 第1回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会での御意見等について
- 資料2 第10期みやぎ高齢者元気プランの構成について
- 資料3 県認知症施策推進計画の策定要領（案）について
- 資料4 第10期みやぎ高齢者元気プラン骨子（案）
- 資料5 第10期みやぎ高齢者元気プランにおける目標値の設定について
- 資料6 第7期宮城県介護給付適正化取組方針について
- 資料7 事前の御意見・御質問に対する回答
- 参考資料1 基本指針の構成について

みやぎ高齢者元気プラン推進委員会委員名簿

	委 員 氏 名	現 職	備 考
1	あべ てつや 阿部 哲也	認知症介護研究・研修仙台センター副センター長	WEB参加
2	あんどう ゆきこ 安藤 由紀子	公益社団法人宮城県医師会	欠席
3	いけだ まさひろ 池田 昌弘	特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター理事長	欠席
4	いたみ さち子 伊丹 さち子	仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長	
5	おおつき みちる 大槻 みちる	蔵王町保健福祉課長	WEB参加
6	おおつぼ としお 大坪 俊男	特定非営利活動法人介護の社会化を進める 一万人市民委員会宮城県民の会代表理事	
7	きむら のぶひろ 木村 伸裕	宮城県老人福祉施設協議会会長	WEB参加
8	さかい ひとし 坂井 均	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会副会長兼専務理事	副委員長 欠席
9	さとう よしこ 佐藤 淑子	宮城県生活協同組合連合会常務理事	
10	しずくいし りえ 雫石 理枝	一般社団法人宮城県介護福祉士会会長	WEB参加
11	たかはし せいいち 高橋 誠一	東北福祉大学総合福祉学部教授	委員長
12	たかはし りょういち 高橋 亮一	大崎市民生部長	WEB参加
13	たかひら ひろこ 高平 比呂子	特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会理事	欠席
14	ど い たかひろ 土井 孝博	一般社団法人宮城県社会福祉士会理事	
15	わこう えいこ 若生 栄子	公益社団法人認知症の人と家族の会 宮城県支部代表	

（敬称略、50音順）

みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 事務局名簿

	氏 名	現 職	備 考
1	あかま まさゆき 赤間 正行	保健福祉部副部長	
2	さかい けんじ 酒井 健二	保健福祉部参事兼長寿社会政策課長	
3	こんの ともあき 今野 智章	保健福祉部長寿社会政策課介護政策担当課長	
4	うめざわ たけし 梅澤 健志	保健福祉部長寿社会政策課副参事兼総括課長補佐	
5	わたなべ もとのり 渡辺 企儀	保健福祉部長寿社会政策課 企画推進班 課長補佐(班長)	
6	すずき たかあき 鈴木 喬慧	保健福祉部長寿社会政策課 企画推進班 主任主査	
7	まえだ しんすけ 前田 晋佑	保健福祉部長寿社会政策課 介護人材確保推進班 課長補佐(班長)	
8	やまだ み ほ 山田 美穂	保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班 主幹(班長)	
9	あさの かずひさ 浅野 和久	保健福祉部長寿社会政策課 地域包括ケア推進班 課長補佐(班長)	
10	きむら おりえ 木村 織絵	保健福祉部長寿社会政策課 運営指導班 主幹(班長)	

事務局連絡先

宮城県保健福祉部長寿社会政策課 企画推進班

TEL: 022-211-2536

FAX: 022-211-2596

Mail: choujup1@pref.miyagi.lg.jp

1 地域支え合い、精神障害者への支援、災害への備えについて

(1) 御意見等

池田委員	・ 通いの場参加率について、国の定義だけでなく、宮城県なりの考え方が必要ではないか。 ・ 子どものうちから支え合っていく、助け合っていくような力を付けていかなければならない。この辺もプランに書き込めないか。 ・ 他人同士で助け合う力を今の高齢者と一緒に若い人や子どもたちが持てるようにしていく必要がある。官民協働だけでなく、住民同士で考えていくようなことも必要ではないか。 ・ 上記について、コラムのようなものを載せていただき、後の議論に繋がっていけばよい。
伊丹委員	認知症だけではなく、高齢者の中で精神障害者が増えているため、言葉として入れていただきたい。
大坪委員	避難行動要支援者の個別避難計画について、県と市町村が連携して取り組んでいただきたい。

(2) 対応方針等

- 地域支え合いと介護予防・生活支援については、現場の市町村等の意見を伺いながら、プランの計画期間の先を見据え検討を行います。
- 高齢者数の増加に伴い、精神障害など複合的な課題を抱える方の数も増えていくと想定されます。障害者福祉担当課と協議し、本プランにおいてどのような形で記載できるか検討してまいります。
- 避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村において計画作成の取組が進むよう引き続き支援してまいります。

 「第1章 みんなで支え合う地域づくり」に反映させてまいります。

2 認知症施策、頼れる身寄りのない高齢者について

(1) 御意見等

若生委員	認知症施策に関しては、認知症本人の声を直接聞いていただく、あるいは直接話すということがとても大事だと考える。
坂井 副委員長	頼れる身寄りのない高齢者等への新たな支援事業について、市町村の役割、責任の記載を検討いただきたい
伊丹委員	頼れる人がいない高齢者について、現在の資料の中には一言も入っていないが、今後どこかに入ってくる予定があるのか。

(2) 対応方針等

- 現在作業を行っている認知症施策推進計画の策定に当たっては、認知症当事者や家族などの様々な意見や思いを、計画に反映させます。
- 頼れる身寄りのない高齢者等が地域で安心して生活を継続できる支援体制の整備は重要であると認識しています。関係各課と連携しながら施策の検討を行い、第10期プランの記載内容を検討してまいります。

 「第2章 自分らしい生き方の実現」に反映させてまいります。

3 介護人材確保について（１）

（１）御意見等

木村委員	・介護職員確保については現状にプラスして重層的な支援をしていただきたい。 ・看護師、ケアマネジャーの確保も今後厳しくなってくるのではないかと。この部分も、数字で示して、課題、施策を組み入れていただきたい。
------	---

（２）対応方針等

- 近年力を入れてきた外国人材の受入に加え、国内の新卒人材・既卒人材の確保にもあらためて注力し、介護人材の確保を全力で支援してまいります。同時に、職員の皆様の定着についても、キャリアパス研修やテクノロジー導入による負担軽減等の取組により支援してまいります。
- 潜在介護福祉士の復職や介護助手の活用等を促進するための施策についても検討してまいります。
- 看護師・ケアマネジャーについて県内の実態把握に努めるとともに、介護報酬見直しにかかる国への要望や研修負担の軽減など必要な施策に取り組んでまいります。

 「第3章 安心できるサービスの提供」に反映させてまいります。

4 介護人材確保について（2）

（1）御意見等

土井委員	・住まいの支援など、外国人材の生活の負担を減らし実質的な賃金アップに繋げる取組も必要。 ・介護福祉フェスティバルのような各圏域での取組の後押しをしていただきたい。
大坪委員	人材確保について、県だけの取り組みではなく、市町村と連携して取り組んでいただきたい。

（2）対応方針等

- 受け入れた外国人材に長く県内に定着していただけるよう、土木部や経済商工観光部とも連携しながら、生活面も含めた支援策を検討してまいります。
- 御意見をいただいた圏域単位の介護フェスティバルのような取組は、介護事業所が地域住民や学校、関係機関との関係を構築し、地域での人の輪が生まれるという点で大変意義のある取組だと考えます。これまで県庁中心に実施してきた事業についても、第10期は県の保健福祉事務所や市町村との連携を重視し、圏域単位での取組を増やしていけるよう取り組んでまいります。



「第3章 安心できるサービスの提供」に反映させてまいります。

5 介護テクノロジー、経営改善支援について

(1) 御意見等

栗石委員	介護テクノロジーは、幅広くたくさんというよりは、生産性向上が図れていないところを重点的にピンポイントで、必要に応じた配分をしてほしい。
大槻委員	今いる事業所の撤退を防ぐため、伴走型の経営改善支援を行っていただきたい。
土井委員	ICTの導入だけではなく、導入した後に本当の意味で生産性向上につながるように県として支援をしていただきたい。

(2) 対応方針等

- 介護人材が不足する状況が続いている中で、介護職員の負担を軽減する介護テクノロジーの導入は重要かつ喫緊の課題であり、生産性向上の効果に留意しながら、積極的に支援してまいります。
- 人口減少地域においても必要な介護サービスが提供されるよう、介護保険制度における各種特例や国庫補助制度などを活用し、市町村と密に連携しながら支援してまいります。
- 介護テクノロジー導入後、特に介護リフトなど効果発現や定着までに時間や試行錯誤を要する機器について、県の介護事業所支援相談センターによる伴走型の支援を優先的に行ってまいります。



「第3章 安心できるサービスの提供」に反映させてまいります。

6 サービス提供体制確保、施設整備について

(1) 御意見等

栗石委員	農村部では在宅系のサービス需要が減っている肌感覚もある。特定地域における訪問介護等の特例の導入はしっかり精査しながら進めていただきたい。
坂井副委員長	今後は、国の支援も含めてどう広げて作っていくかより、地域の介護をどう維持していくかということが非常に大きな課題。よく現場の状況を聞いていただきたい。
高橋亮一委員	市町村との意見交換を行うとのことだが、現場に近い市町村の声を拾い上げていただきたい。
土井委員	特別養護老人ホームについて地域差が非常に大きくなっている。そういった地域差に応じて、需要と供給の把握を今まで以上に精度高くやっていく必要がある。また、各市町村から話があれば、それに応じて許可せざるを得ないという状況があるかと思うが、本当の必要性を見極めながら、県としてアドバイスをしていただきたい。

(2) 対応方針等

- サービス提供体制確保は第10期プランの重要課題の1つと認識しております。人口減少地域や農村部における在宅サービス需要の変化、訪問介護等の提供体制、地域ごとの需給状況を丁寧に把握し、市町村等と意見交換しながら、地域の実情を踏まえた検討を行ってまいります。
- 市町村介護保険事業計画に施設・サービス等の整備計画を計上する場合の手続き（サービス見込量等の設定等）について、広域的な観点での調整が図られるよう市町村との課題認識の共有や意見交換を実施していきます。

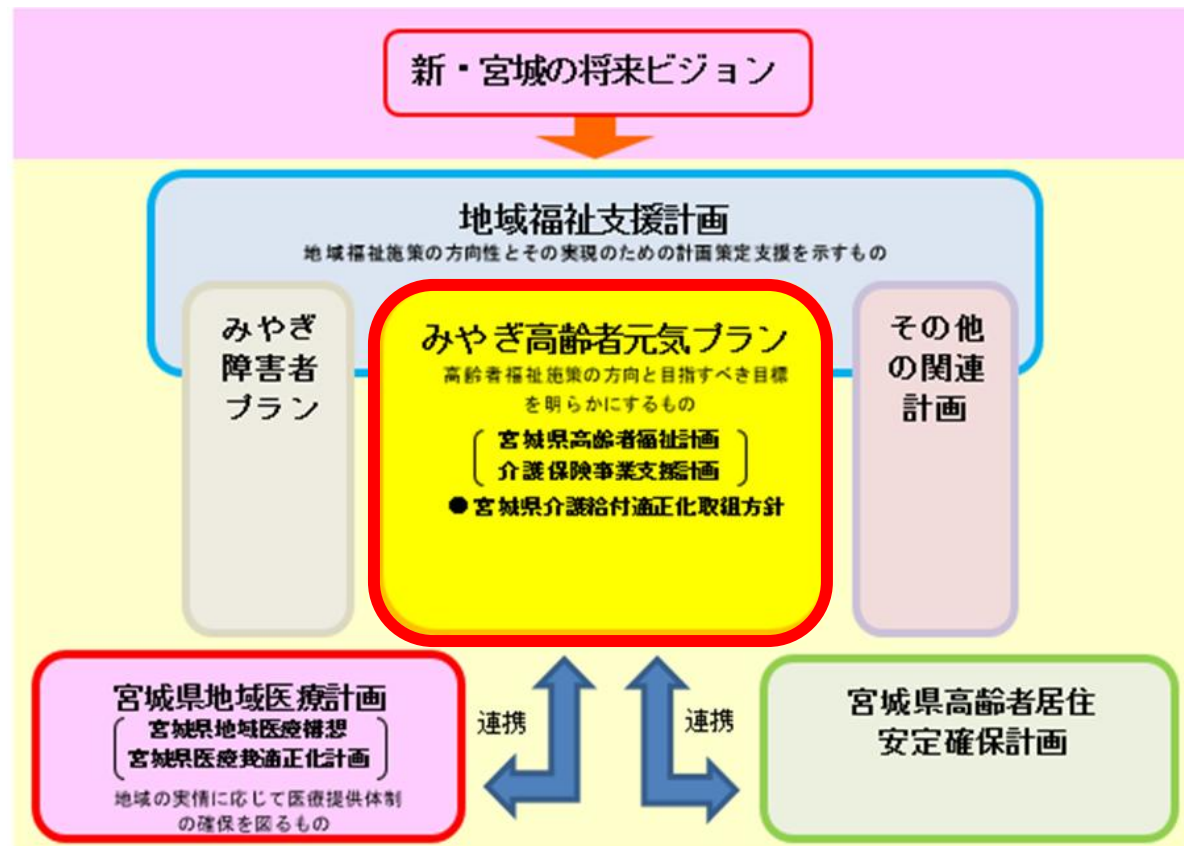


「第3章 安心できるサービスの提供」に反映させてまいります。

1 みやぎ高齢者元気プランの位置付け

県の高齢者福祉施策の基本的指針となる「宮城県高齢者福祉計画」（根拠法令：老人福祉法第20条の9）と、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための計画である「介護保険事業支援計画」（根拠法令：介護保険法第118条）とを一体的に定めるものです。

策定に当たっては、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の下、「地域福祉支援計画」や関係する各分野の個別計画との調和を図るとともに、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を一体的に進めていくため、「宮城県地域医療計画」と連携し整合性を図っています。



2 計画期間

R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)
第9期みやぎ高齢者元気プラン			←	第10期みやぎ高齢者元気プラン			←	第11期みやぎ高齢者元気プラン

3 策定方針

第10期プランは、基本的に第3期から第9期プランの方向性を継承しつつ、国の施策動向を踏まえ、医療と介護双方のニーズを有する85歳以上人口、認知症高齢者、1人暮らし高齢者の増加が見込まれる一方、生産年齢人口が減少する令和22（2040）年を見据えた計画として作成します。

4 基本理念

第9期までの基本理念を継承します（第1期から不変）

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会
～高齢者が、今まで暮らしてきた家庭や地域の中で、自立と社会参加が保障され、
みんなで支え合いながら、安心して生活できる社会を目指します～

（3つのポイント）

地域で
ネットワーク

自分らしさの
保障

安心は
システムで

5 基本的目標と基本課題

【基本的目標】

みんなで支え合
う地域づくり

【基本課題】

地域包括ケアシステムの深化

地域支え合いと介護予防・生活支援の推進

安全な暮らしの確保

自分らしい生き
方の実現

認知症の人にやさしいまちづくり

生きがいに満ちた生活の実現

自分らしく生きるための権利擁護

【基本的目標】

安心できるサー
ビスの提供

【基本課題】

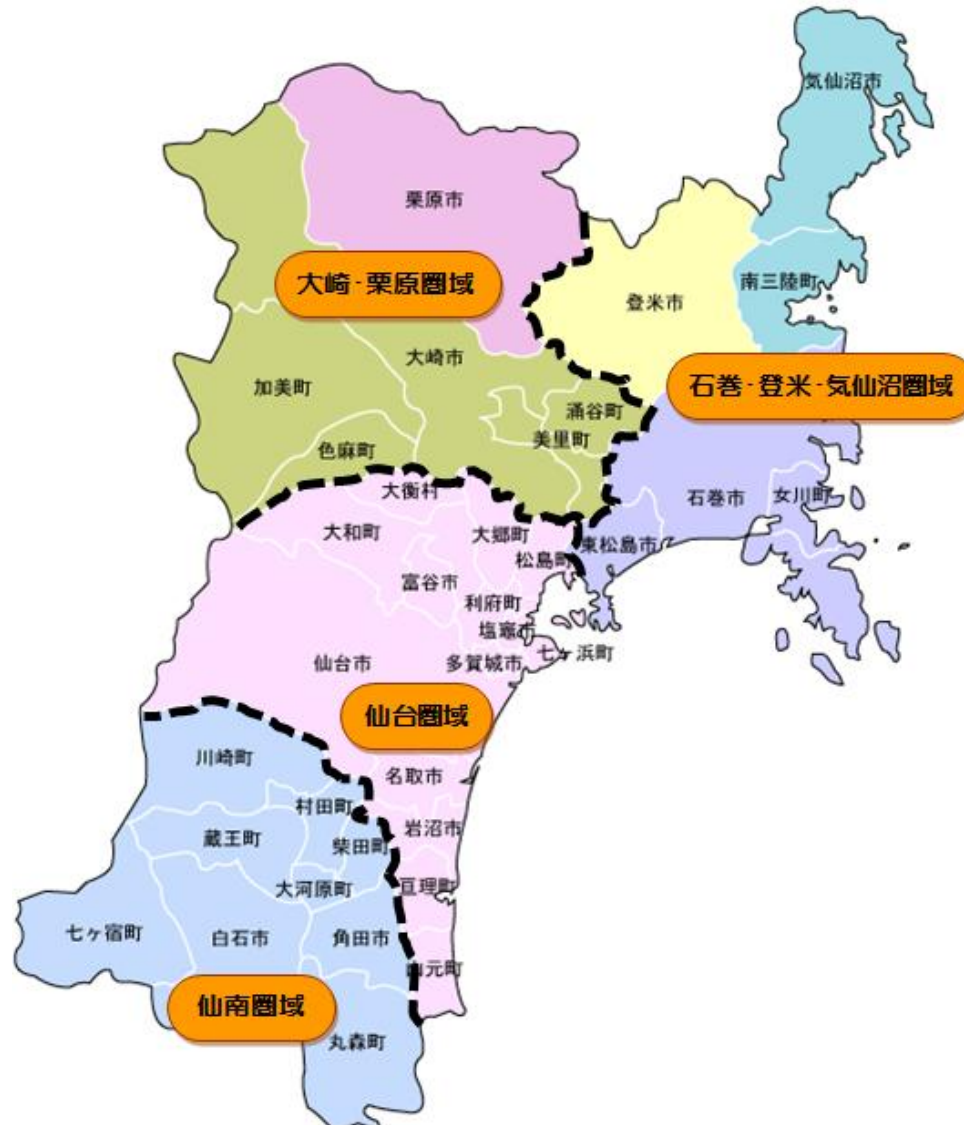
介護サービス基盤の計画的な整備

介護人材の確保・養成・定着

サービスの質の確保・向上

6 高齢者福祉圏域

第10期みやぎ高齢者元気プランでは、医療計画と介護保険事業支援計画との整合性を確保するため、高齢者福祉圏域は第9期プランと同様、二次医療圏と同じ4圏域とします。



1 仙南圏域（2市7町）

白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町

2 仙台圏域（6市7町1村）

仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市,
亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町,
大郷町, 大衡村

3 大崎・栗原圏域（2市4町）

大崎市, 栗原市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町

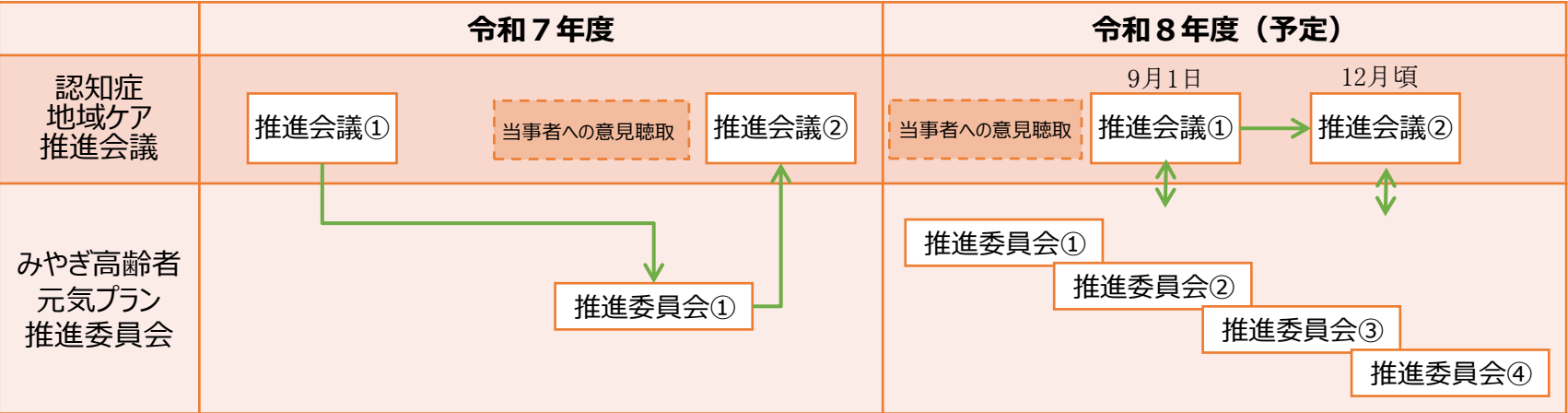
4 石巻・登米・気仙沼圏域（4市2町）

石巻市, 東松島市, 登米市, 気仙沼市,
女川町, 南三陸町

- 第 1 0 期みやぎ高齢者元気プランと一体的に整備する（第 1 0 期みやぎ高齢者元気プラン内に認知症施策推進計画に関する章を設ける）

第 9 期 章体系（概要）			第 1 0 期 章体系（案）		
はじめに・総論			はじめに・総論		
各論	第 1 章	みんなで支え合う地域づくり	各論	第 1 章	みんなで支え合う地域づくり
	第 2 章	自分らしい生き方の実現		第 2 章	自分らしい生き方の実現
	第 1 項	認知症の人にやさしいまちづくり			※認知症に関する内容は第 6 章に移行
	第 3 章	安心できるサービスの提供		第 3 章	安心できるサービスの提供
	第 4 章	介護保険サービスの基盤整備		第 4 章	介護保険サービスの基盤整備
	第 5 章	介護給付の適正化に関する方針		第 5 章	介護給付の適正化に関する方針
		(第 6 期宮城県介護給付適正化取組方針)			(第 7 期宮城県介護給付適正化取組方針)
	第 6 章	推進編		第 6 章	認知症の人にやさしいまちづくり
					(第 1 期宮城県認知症施策推進計画)
				第 7 章	推進編

- 認知症施策推進計画部分については、認知症の人及び家族等の意見聴取を行うとともに、みやぎ高齢者元気プラン推進委員会と並行して認知症地域ケア推進会議においても連動して審議を行う。



第1章 みんなで支え合う地域づくり

【基本課題】

【施策展開の方向性】

第1項 地域包括ケアシステムの 深化	1 地域包括ケア体制の深化	● 地域包括ケアシステムを含めた地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ● 地域包括ケアに関する普及啓発 ● 地域包括支援センター機能の強化支援 ● 地域包括ケアシステムを支える保険者の機能強化	
	2 多職種連携体制の構築・推進	● 市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業の広域的・補完的支援の強化 ● 多職種マネジメント機能の強化 ● 地域の実情を踏まえた医療・介護・生活支援の連携を図るための取組の推進	
	3 介護家族の支援	● 相談体制の充実 ● 各種支援事業の充実 ● ヤングケアラーを含めた介護家族に対する支援	
第2項 地域支え合いと介護予防・ 生活支援の推進	1 支え合う地域社会づくり	● 地域の支え合いの再構築 ● 市町村へのアドバイザー派遣や伴走的支援による地域づくりの展開 ● 介護予防・日常生活支援総合事業と生活支援体制の整備 ● 宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議による市町村支援	
	2 <u>地域活動を支える人材の育成</u>	● 地域活動の担い手の育成	
	3 自立支援・介護予防・重度化防止の推進	● 地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発 ● 高齢者の介護予防・フレイル対策の推進 ● リハビリテーション専門職等との連携の推進 ● 地域包括支援センターの強化	● 市町村が行う介護予防事業の評価・分析 ● 介護予防の通いの場の充実 ● 地域ケア会議の多職種連携による取組の推進 ● 高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進

第1章 みんなで支え合う地域づくり

【基本課題】

【施策展開の方向性】

第3項 安全な暮らしの確保

1 災害・ 感染症への備え

- 大規模化・多様化する災害への対策の強化（「新・宮城の将来ビジョン」との整合性の確保）
- 避難行動要支援者等の支援体制の強化
- 建築物や住宅の耐震化の促進
- 災害時の介護職員の派遣協力協定を締結するなどの体制整備
- 平時からの関係機関等との連携や体制整備

2 防犯・交通安全 の確保

- 地域ぐるみの防犯対策の推進
- 高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺等への対策強化
- 高齢者の交通安全対策の推進
- 高齢ドライバーの交通安全と地域における移動手段の確保

第2章 自分らしい生き方の実現

【基本課題】

【施策展開の方向性】

第1項
生きがいに満ちた
生活の実現

1 高齢者が活躍できる活動の場づくり

- 老人クラブと介護予防・日常生活支援総合事業との連携の促進
- 健康づくり・健康保持、世代間交流の促進
- 生涯スポーツ・生涯学習の振興
- 高齢者が参加できる地域活動の場の充実
- 教育分野などと連携した地域活動での高齢者の積極的活用
- 「通いの場」づくりの推進
- デジタル化に対する高齢者への支援

第2項
自分らしく生きる
ための権利擁護

1 権利擁護のための取組

- 成年後見制度の利用促進に向けた市町村や司法・福祉の専門職など様々な主体との連携強化による取組の推進
- 頼れる身寄りのない高齢者の増加を踏まえた取組の推進

2 高齢者虐待防止対策の推進

- 高齢者虐待の早期発見、関係機関の連携による継続的な対応
- 家庭や養介護施設等における虐待防止対策の推進
- 市町村の虐待対応に対する積極的な支援及び市町村との連携強化による取組の推進
- 身体拘束廃止に向けた取組の推進

※基本課題「認知症の人にやさしいまちづくり」は第6章「第1期宮城県認知症施策推進計画」で記載。

第3章 安心できるサービスの提供

【基本課題】

【施策展開の方向性】

第1項 介護サービス基盤の計画的な整備

1 在宅生活を支援するサービスの充実

- 地域包括ケアの実現のための居宅サービス提供体制等の充実
- 地域リハビリテーションの推進
- 医療との連携促進
- 在宅生活を支える医療基盤の確保

2 施設サービスの充実

- 介護ニーズの見込み等を踏まえた入所施設の計画的な整備
- ユニットケアの推進
- 多床室等従来型施設整備への配慮
- 既存施設で老朽化が進む施設の長寿命化対策

3 地域密着型サービスの推進

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの充実に向けた市町村への支援
- 地域に開かれた適正な運営の確保

4 高齢者向けの住まいの確保

- 見守りサービスを備えた住宅供給の促進
- 住宅部門と福祉部門が連携した高齢者の住まいの充実や高齢者の居住確保の推進
- 有料老人ホームの適正な運営の確保
- 養護老人ホームの生活環境の改善

5 地域の実情に応じたサービス提供体制の確保

- 市町村と連携し地域の実情に応じた施策の推進
- 中山間・人口減少地域における取組の推進

第3章 安心できるサービスの提供

【基本課題】

【施策展開の方向性】

第2項 介護人材の確保・養成・定着

1 多様な人材の参入促進

- 将来を担う若年層への介護の魅力発信・イメージアップ及び体験授業・職場体験等を通じた新卒人材の確保
- 離職した有資格者の復職支援及び資格がなくても担える介護の周辺業務を担う人材（介護助手）の活用促進による既存人材の確保
- 海外採用や受入環境整備支援による外国人介護人材の確保

2 職員の資質向上

- 介護職員の資質向上に向けたキャリア形成・スキルアップ研修の実施及び人材育成支援を必要としている介護事業所に対する出前研修の実施による定着支援
- 無資格者を新たに雇用する介護事業所に対する資格取得に係る支援
- 県内施設で就労する外国人介護人材向け日本語学習・介護技術無料講座の開講等による資格取得など定着に向けた支援

3 職員の負担軽減及び労働環境・処遇の改善

- 介護テクノロジーの導入及び導入した機器の効果的な活用のための専門家支援による職員の負担軽減支援
- 働きやすい介護事業所の認証評価（見える化）による介護人材の確保・定着支援
- 職場内及び利用者・家族との人間関係・ハラスメント、雇用・処遇等を相談できる窓口の設置による介護職員の定着（離職防止）支援

4 介護支援専門員の確保・資質向上

- （主任）介護支援専門員の確保
- （主任）介護支援専門員の養成及び資質向上

第3章 安心できるサービスの提供

【基本課題】

第3項
サービスの質の
確保・向上

1 介護サービスの 質の確保・向上

【施策展開の方向性】

- **第7期**宮城県介護給付適正化取組方針（介護給付適正化計画）に基づく取組の推進
- 介護保険事業の適切な運営の確保
- 事業者のコンプライアンス体制の確保
- 適切な介護サービス情報の公表体制の整備
- 適切なサービスを提供するためのケアマネジメントの質の向上
- PDCAサイクルの推進等による事業者自らのサービス向上の促進
- 介護事故の防止や感染症対策の推進

第10期元気プラン	第9期元気プラン
はじめに 総論 各論 第1章 みんなで支え合う地域づくり 第1項 地域包括ケアシステムの深化 1 地域包括ケア体制の深化 2 多職種連携体制の構築・推進 3 介護家族の支援 第2項 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進 1 支え合う地域社会づくり 2 <u>地域活動を支える人材の育成</u> 3 自立支援・介護予防・重度化防止の推進 第3項 安全な暮らしの確保 1 災害・感染症への備え 2 <u>防犯・交通安全の確保</u> 第2章 自分らしい生き方の実現 第1項 生きがいに満ちた生活の実現 1 高齢者が活躍できる活動の場づくり 第2項 自分らしく生きるための権利擁護 1 権利擁護のための取組 2 高齢者虐待防止対策の推進 第3章 安心できるサービスの提供 第1項 <u>介護サービス基盤の計画的な整備</u> 1 在宅生活を支援するサービスの充実 2 施設サービスの充実 3 地域密着型サービスの推進 4 <u>高齢者向けの住まいの確保</u> 5 <u>地域の実情に応じたサービス提供体制の確保</u> 第2項 <u>介護人材の確保・養成・定着</u> 1 多様な人材の参入促進 2 職員の資質向上 3 <u>職員の負担軽減及び労働環境・処遇の改善</u> 4 介護支援専門員の確保・資質向上 第3項 介護サービスの質の確保・向上 1 介護サービスの質の確保・向上 第4章 介護保険サービスの基盤整備 第5章 介護給付適正化に関する取組方針（<u>第7期介護給付適正化取組方針</u>） <u>第6章 認知症の人にやさしいまちづくり（第1期宮城県認知症施策推進計画）</u> 推進編 進行管理、計画推進における役割分担 資料編	はじめに 総論 各論 第1章 みんなで支え合う地域づくり 第1項 地域包括ケアシステムの深化・推進 1 地域包括ケア体制の深化 2 多職種連携体制の構築・推進 3 介護家族の支援 第2項 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進 1 支え合う地域社会づくり 2 地域支え合い・生活支援体制の推進 3 自立支援・介護予防・重度化防止の推進 第3項 安全な暮らしの確保 1 大規模災害・感染症への備え 2 地域ぐるみの防犯・防災対策 3 交通安全の確保 第2章 自分らしい生き方の実現 第1項 認知症の人にやさしいまちづくり 1 認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくり 2 早期発見・早期対応の促進 3 認知症に適切に対応する地域づくり 4 認知症ケアを担う人づくりと正しい理解の促進 5 認知症介護家族への支援 第2項 生きがいに満ちた生活の実現 1 高齢者が活躍できる活動の場づくり 2 いくつになっても働ける社会づくり 第3項 自分らしく生きるための権利擁護 1 権利擁護のための取組 2 高齢者虐待防止対策の推進 第3章 安心できるサービスの提供 第1項 サービス提供基盤の整備 1 在宅生活を支援するサービスの充実 2 施設サービスの充実 3 地域密着型サービスの推進 4 新たな住まいの整備 5 バリアフリーみやぎの推進 第2項 介護を担う人材の確保・養成・定着 1 多様な人材の参入促進 2 職員の資質向上 3 労働環境・処遇の改善及び職員の負担軽減支援 4 介護支援専門員の資質向上 第3項 介護サービスの質の確保・向上 1 適切な介護サービスの確保 2 サービスの質の向上 第4章 介護保険サービスの基盤整備 第5章 介護給付適正化に関する取組方針（第6期介護給付適正化取組方針） 推進編 進行管理、計画推進における役割分担 資料編

1 概要

- 第7期プランまでは、計画の基本的目標の実現に向けて、介護保険サービスの基盤整備に係る見込量等を基に、関係する政策ごとに定性的な目標等を定めていましたが、第8期プラン以降は、計画の基本的目標ごとに定量的な目標指標を設定しています。
- 第10期プランにおいても、引き続き定量的な目標指標を設定してまいります。

2 基本的目標に対する目標指標（第9期）

第1章 みんなで支え合う地域づくり

No	指標	第9期初期値 【調査時点】	第9期目標値 【R8年度末】	現況値 【調査時点】
1	生活支援コーディネーター養成 研修修了者数	1,029人 【R4】	1,200人	1,159人 【R7.11】
2	介護支援専門員に対する多職種 連携に向けた支援回数	280回 【R4】	400回	418回 【R7】

2 基本的目標に対する現在の目標指標（第9期）

第2章 自分らしい生き方の実現

No	指標	第9期初期値 【調査時点】	第9期目標値 【R8年度末】	現況値 【調査時点】
1	介護予防に資する住民主体の 通いの場参加率 【第9期から変更】	8.2% 【R3】	11.2%	7.9% 【R5】
2	成年後見制度利用促進に係る 市町村計画の策定	23市町村 【R5.10】	全35市町村	30市町村 【R8.6】
3	成年後見制度利用促進に係る 中核機関の設置	8市町村 【R5.10】	全35市町村	25市町村 【R8.6】
4	チームオレンジ立ち上げ市町 村数	4市町村 【R5.3】	全35市町村	26市町村 【R8.4】

2 基本的目標に対する現在の目標指標（第9期）

第2章 自分らしい生き方の実現

No	指標	第9期初期値 【調査時点】	第9期目標値 【R8年度末】	現況値 【調査時点】
5	認知症サポーターステップアップ講座を開催している市町村数 【第9期から追加】	15市町村 【R5.3】	全35市町村	23市町村 【R7.3】
6	人口の10%以上が認知症サポーター養成講座を受講している市町村数 【第9期から追加】	19市町村 【R5.6】	全35市町村	25市町村 【R8.3】

2 基本的目標に対する現在の目標指標（第9期）

第3章 安心できるサービスの提供

No	指標	第9期初期値 【調査時点】	第9期目標値 【R8年度末】	現況値 【調査時点】
1	小規模多機能型居宅介護事業 所数	79事業所 【R5.10】	88事業所	80事業所 【R8.6】
2	定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所数	20事業所 【R5.10】	24事業所	19事業所 【R8.6】
3	介護職員の人数	34,027人 【R4.10】	37,488人	33,921人 【R7.10】
4	特別養護老人ホーム入所定員 数	12,810人 【R5.10】	13,331人	13,195人 【R8.6】
5	認知症高齢者グループホーム 入所定員数 【第9期から追加】	4,889人 【R5.10】	5,299人	5,117人 【R8.6】

2 基本的目標に対する現在の目標指標（第9期）

第3章 安心できるサービスの提供

No	指標	第9期初期値 【調査時点】	第9期目標値 【R8年度末】	現況値 【調査時点】
6	介護ロボット・ICT機器の導入 事業所数 【第9期から追加】	251事業所 【R4】	740事業所	583事業所 【R7】
7	キャリアパス研修の受講者数 【第9期から追加】	6,448人 【R4】	9,650人	8,849人 【R7】
8	介護保険事業の指定事務に係 る研修受講市町村数 【第9期から追加】	23市町村 【R5】	34市町村	27市町村 【R7】

3 第10期の目標指標（案）

第10期の目標指標（案）は下記のとおりです。目標値は今後検討してまいります。
なお、基本課題「認知症の人にやさしいまちづくり」の目標指標は第1期宮城県認知症施策推進計画の中で設定してまいります。

基本的目標	目標指標（案）
第1章 みんなで支え合う地域づくり	・健康寿命の延伸 ・インセンティブ交付金県内市町村平均得点率 ・在宅等での看取り数
第2章 自分らしい生き方の実現	・地域権利擁護相談支援センターの設置市町村数
第3章 安心できるサービスの提供	・特別養護老人ホーム入所定員数 ・小規模多機能型居宅介護事業所数 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数 ・認知症高齢者グループホーム入所定員数 ・介護職員の人数 ・介護テクノロジー導入事業所数 （見守り機器、介護ソフト、インカム）

第7期宮城県介護給付適正化取組方針について

【目的】

- ・ 適正な介護給付の実現
- ・ 介護保険制度の持続可能性の確保
- ・ 利用者本位のサービス提供

【背景】

- ・ 国の基本指針に基づく取組
- ・ 県・市町村の連携による適正化推進
- ・ 第7期計画(令和9～11年度)の策定

【取組期間】

- ・ 令和9年度～令和11年度(3年間)

【対象】

- ・ 宮城県
- ・ 県内市町村
- ・ 介護保険給付全般

これまでの取組実績

第6期宮城県介護給付適正化取組実績

要介護認定の適正化

ケアプラン ・ 住宅改修等
の点検

縦覧点検 ・ 医療情報との
突合

第7期の方向性

- 国の基本方針に大きな見直しなし
- 第6期の重点取り組みを継続

要介護認定の適正化

ケアプラン ・ 住宅改修
等の点検

縦覧点検 ・ 医療情報
との突合

事前の御意見・御質問に対する回答

資料 7

No	質問者	資料名	頁	該当部分の記述	御意見・御質問	回答
1	伊丹さち子 委員	資料 1	1	高齢者数の増加に伴い、精神障害など複合的な課題を抱える方の数も増えていくと想定されます。障害者福祉担当課と協議し、本プランにおいてどのような形で記載できるか検討してまいります。	本プランにおいてどのような形で記載できるか検討とありますが、どのように記載されたのかご教示ください。	具体的な記載内容は第 3 回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会において、中間案としてお示しいたします。
2	大坪俊男委員	資料 4	6	●適切な介護サービス情報の公表体制の整備	この制度は、利用者が介護サービス内容や運営状況をインターネット等で閲覧でき、事業所を比較検討し、適切に選ぶための情報を提供する仕組みである。又介護サービスの質の向上の改善へ繋げる目的がある。よって、課題等を十分に検証の上、成果が出るよう整備して頂きたい。	関係団体・事業所・利用者などに幅広く御意見を伺い、課題の整理を行った上で、第10期計画期間において課題の解消に取り組んでまいります。

社会保障審議会 介護保険部会（第135回）	資料 2 - 1
令和 8 年 6 月 29 日	

基本指針の構成について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
 - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

第10期計画において記載を充実する事項（案）

- 第10期の基本指針においては、介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえ、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

- **介護サービス基盤の計画的な整備**

- ① **介護保険事業（支援）計画の策定**

- ・ 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
 - ・ 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進

- ② **地域の実情に応じたサービス提供体制の構築**

- ・ 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
 - ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
 - ・ 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
 - ・ 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

- **地域包括ケアシステムの深化**

- ・ 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
 - ・ 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
 - ・ 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
 - ・ 頼れる身寄りがない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
 - ・ 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
 - ・ 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
 - ・ 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

- **介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等**

- ・ 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）

基本指針の全体構成について（基本的考え方）

見直し後の構成の考え方

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

基本理念・地域包括ケアの推進、
共通して取り組むべき事項に関すること

計画作成の基本的考え方、作成手順、
計画の進捗管理に関すること

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

計画作成等に係る手続に関すること

基本的記載事項（必須記載事項）に関すること

任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら市町村が行うことを記載

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

計画作成等に係る手続に関すること

基本的記載事項（必須記載事項）に関すること

任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら都道府県が行うことを記載

第四 指針の見直し

別表1 地域分析指標

別表2 参酌標準

現行の構成

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

- 一 地域包括ケアシステムの基本的理念
- 二 中長期的な目標
- 三 医療計画との整合性の確保
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
- 八 高齢者虐待防止対策の推進
- 九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
- 十 介護サービス情報の公表
- 十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
- 十二 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
- 十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
- 十五 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 十六 災害・感染症対策に係る体制整備

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項
- 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
- 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

- 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項
- 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

第四 指針の見直し

別表 参酌標準

左記の考え方
に沿って
構成を整理

基本指針の構成について①（第一 基本的事項）

改正案	現行
一 <u>2040年に向けた</u>地域包括ケアシステムの<u>深化</u>と地域共生社会の実現 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 <u>地域の実情に応じた</u>介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 6 介護に取り組む家族等への支援の充実 7 認知症施策の推進 8 高齢者の住まいの安定的な確保 9 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、<u>経営改善支援等</u> 10 <u>その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項</u> （一）高齢者虐待防止対策の推進 （二）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 （三）介護サービス情報の公表 （四）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 （五）災害・感染症対策に係る体制整備 二 <u>介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項</u> 1 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 2 <u>地域医療構想等</u>との整合性の確保 3 効果的・効率的な介護給付の推進 4 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 5 保険者機能強化推進交付金等の活用	一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保 二 中長期的な目標 三 医療計画との整合性の確保 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 六 介護に取り組む家族等への支援の充実 七 認知症施策の推進 八 高齢者虐待防止対策の推進 九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 十 介護サービス情報の公表 十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 十二 効果的・効率的な介護給付の推進 十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 十五 保険者機能強化推進交付金等の活用 十六 <u>災害・感染症対策に係る体制整備</u>

統合

基本指針の構成について②（第二 市町村介護保険事業計画）

改正案	現行
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握等 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 <u>都道府県との連携</u> 5 第10期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 他の計画との関係 8 その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 3 各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 4 <u>2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項</u> 5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、<u>経営改善支援等</u> 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 災害に対する備えの検討 11 感染症に対する備えの検討	一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握等 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 <u>中長期的な推計</u>及び第9期の目標 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 6 <u>日常生活圏域の設定</u> 7 他の計画との関係 8 その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 災害に対する備えの検討 11 感染症に対する備えの検討

基本指針の構成について③（第三 都道府県介護保険事業支援計画）

改正案	現行
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等の実態の把握等 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 4 市町村への支援等 ← 統合 5 第10期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 <u>市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係</u> ← 統合 8 その他 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 ← 統合 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み <u>及び2040年度を含む中長期的な推計</u> 3 <u>2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項</u> 4 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 5 <u>地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等及び目標設定</u> 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 4 認知症施策の推進 5 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 <u>及び要介護者等の入居状況</u> 6 介護サービス情報の公表に関する事項 7 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 8 災害に対する備えの検討 9 感染症に対する備えの検討	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等の実態の把握等 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 4 市町村への支援 5 <u>中長期的な推計</u>及び第9期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 <u>老人福祉圏域の設定</u> 8 他の計画との関係 9 その他 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 4 <u>老人福祉圏域を単位とする広域的調整</u> 5 <u>市町村介護保険事業計画との整合性の確保</u> 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 3 <u>地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等</u> 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 認知症施策の推進 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 7 介護サービス情報の公表に関する事項 8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 9 災害に対する備えの検討 10 感染症に対する備えの検討

基本指針の記載事項について（第一 基本的事項①）

構成等の見直し案（第134回部会から追加した主な内容は赤字で記載）

※「見直しの方針案」のページ番号は資料2-2「基本指針（案）について（新旧案）」のページに対応。

（見直し後の構成に基づき整理）

項目（前文、第一 基本的事項）	見直しの方針案
前文	・過年度の経緯に関する記載は削除。(P2) ・2040年に向けて人口減少やサービス需要の変化に地域差が生じることなど、第10期計画の策定に向けた背景や現状について記載。(P2) ・人材確保、生産性向上による職場環境改善、経営改善に向けた支援について、都道府県や市町村、地域の関係者が対策を議論し、講じていくことについて記載。(P3) ・介護現場における生産性向上の基本的な考え方について記載。(P3)
一 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現	・国が介護人材確保や生産性向上、経営改善支援、科学的介護の推進を推進していく役割があることについて記載。(P3) ・2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に関する方向性について記載。(P3)
1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	・介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営の重要性について記載。(P6)
2 地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化	・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）の考え方や、地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制の構築について記載。(P6)
3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	・入院のみならず、外来・在宅、介護との連携等も対象となった新たな地域医療構想等との接続の観点から、地域における様々な場面や主体間での医療・介護連携の重要性について記載。(P8)
4 日常生活を支援する体制の整備	・第10期期間中においても引き続き総合事業の充実に向けて取組を進めることの重要性について記載。(P9) ・総合事業にかかる継続利用要介護者が利用可能なサービスについて記載。(P9)
5 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	・地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携や役割分担等について記載。(P9) ・頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、地域ケア会議等を活用しながら地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することの重要性について記載。(P10)
6 介護に取り組む家族等への支援の充実	・家族介護者への相談支援について、家族介護者支援に係る実態・ニーズを踏まえ、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者とその家族への支援や、家族介護者の働き方の希望等に配慮した支援の重要性について記載。(P10)
7 認知症施策の推進	・認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。(P11)
8 高齢者の住まいの安定的な確保	・有料老人ホームに係るサービスの質や事業運営の透明性の確保について記載。(P14) ・改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について記載。(P14)

基本指針の記載事項について（第一 基本的事項②）

（見直し後の構成に基づき整理）

項目（前文、第一 基本的事項）	見直しの方針案
9 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等	・介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームや協議会の構築・活用を中心に取組の全体像について記載。（P15）
10 その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項	
（一）高齢者虐待防止対策の推進	・高齢者向け住まい等における虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進について記載。（P17）
（二）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	・国・都道府県・市町村に求められる役割を整理し、介護現場に対する指導や支援等を行うことの重要性について記載。（P18）
（三）介護サービス情報の公表	—
（四）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	・国が整備している介護サービス事業者経営情報に関するデータベースについて記載。（P19）
（五）災害・感染症対策に係る体制整備	・災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。（P19） ・介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な整備を支援することについて記載。（P19） ・市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことについて記載。（P20）
二 介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項	
1 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携	・2040年に向けた中長期的な推計にあたり、共通の課題認識をもって議論を行うことや市町村を越えた広域的な議論をする体制の構築などの取組を進めることについて記載。（P21）
2 地域医療構想等との整合性の確保	・医療・介護連携を推進するため、総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場について、介護保険事業（支援）計画の検討の初期段階で開催する等の必要な取組を行うことの重要性について記載。（P23） ・本指針が今後策定される医療情報化推進方針に則して定めるとされていることを踏まえた対応について記載。（P23）
3 効果的・効率的な介護給付の推進	・介護給付の地域差について、サービス種類別、要介護度別、サービスの提供場所等の観点から総合的に分析し、その要因を明らかにするよう努めることについて記載。（P30）
4 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	・PDCAサイクルに沿った計画策定の基本的な考え方やロジックモデルの活用について記載。（P31）
5 保険者機能強化推進交付金等の活用	・自治体による介護予防の取組の充実や、中山間・人口減少対応等の新たな役割が発揮できるよう保険者機能の更なる強化につなげていくこと、地域の実情に応じて高齢者の自立支援・重度化防止に向けた成果目標等を設定した取組を推進していくことの重要性について記載。（P32）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画①）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	◎計画策定にあたっては、「時間軸」、「地域軸」の両視点を念頭に置き、地域住民等の関係者を交えて議論することについて記載。（P33、80） ◎計画策定の前提となる地域の現状等を把握・分析する際に、別表1に掲げる指標を参考とすることについて記載。（P34、80）
2 要介護者等地域の実態の把握等	2 要介護者等の実態の把握等	◎都道府県と市町村が共有の課題認識を持ってサービス提供のあり方を議論することについて記載。（P34、81） ◎地域密着型サービスの整備促進について記載。（P35、81） ○分析対象として介護サービスの提供状況の地域差を示す指標を追加。（P35） ○計画策定の前提となる地域の現状等を把握・分析する際に、別表1に掲げる指標を参考とすることについて記載。（P35）
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	◎介護保険事業（支援）計画作成委員会の構成員の例示として、住宅関係者を追加。（P38、82） ●複数の市町村が市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組む場合に、都道府県が支援を行うことの必要性について記載。（P82）
4 都道府県との連携	4 市町村への支援等	◎都道府県と市町村との連携等が重要な事項の具体例（※）について記載。（P38、84） ※都道府県と市町村の連携等が重要な事項（例） ・中山間・人口減少地域において人材確保やICT機器の活用等の生産性向上に係る支援を行うことや、それでもなおやむを得ない場合に新たな特例介護サービスや対象地域の検討。 ・介護サービスの見込み量を適切に定めるために有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数や入居者の状況等の把握に関する連携。 ・有料老人ホーム内等で提供される居宅サービスに対するケアプラン点検や指導監督の趣旨や観点（本人の自立支援や重度化防止等に資すること等）。 ●老人福祉圏域ごとの広域的調整を進めるため、意見交換の場を設ける等により、都道府県と市町村が緊密な連携を図ることの重要性について記載。（P84）
5 第10期の目標	5 第10期の目標	◎中長期的な推計（県は県全域及び老人福祉圏域別に作成）を踏まえて第10期の保険料や具体的な施策を定めることについて記載。（P40、86）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画②）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	●点検ツールを活用した市町村が施策・事業の振り返りを行うための支援等について記載。（P87）
7 他の計画との関係	7 市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係	
	（一）市町村介護保険事業計画との整合性の確保	●基本的記載事項から移行。（P88）
（一）市町村老人福祉計画との一体性	（二）都道府県老人福祉計画との一体性	—
（二）市町村計画との整合性	（三）都道府県計画との整合性	—
	（四） <u>地域医療構想及び医療計画</u> との整合性	●介護保険事業（支援）計画の作成過程における都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容や時期等に関する基本的な考え方について記載。（P89）
（三）市町村地域福祉計画等との調和	（五）都道府県地域福祉支援計画との調和	○重層的支援体制整備事業に加えて、小規模市町村における新たな事業について記載。（P43）
（四）市町村高齢者居住安定確保計画との調和	（六）都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	—
（五）認知症施策推進基本計画を踏まえた取組	（七）認知症施策推進基本計画を踏まえた取組	◎認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。（P45、92）
<u>（六）その他法律の規定による計画等との調和</u>	<u>（八）その他法律の規定による計画等との調和</u>	◎調和を保つものとする計画を列挙する形で整理。（P47、93）
8 その他	8 その他	—
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	
1 日常生活圏域	1 老人福祉圏域	◎圏域設定の考え方等に関する項目を統合・整理。（P47、94）
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計	◎2040年度を含む中長期的な推計を行うこと、各年度や中長期的な推計にあたっては、高齢者向け住まいの整備状況や医療との連携の状況を勘案することについて記載。（P48、94） ○地域密着型サービスについて、地域住民や医療機関等への周知及び整備の推進、隣接市町村間の連携によるサービス活用推進の必要性について記載。（P48）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画③）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
3 各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計		○2040年度を含む中長期的な推計を行うこと、各年度や中長期的な推計にあたっては、高齢者向け住まいの整備状況や医療との連携の状況を勘案することについて記載。（P51） ○総合事業に係る継続利用要介護者の利用可能なサービスについて記載。（P51） ○通いの場の参加率の目標値を2040年までに更新。（P52）。 ○介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営の重要性について記載。（P52） ○介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所による直接実施が可能となることについて記載。（P53）
4 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項	3 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項	◎2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項（中山間・人口減少地域対応、医療・介護連携、高齢者向け住まい、人材確保・生産性向上・経営改善支援等）について記載。（P53、96）
5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	4 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	●都道府県が伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことの重要性等について記載。（P99） ○頼れる身寄りのない高齢者等への支援について、地域包括支援センター等の業務負担軽減等に留意しつつ、地域全体の課題として連携・議論を行い、連携先の整理や社会資源の検討を行いながら、改めて市町村における相談支援体制の整備を行うことが重要である旨記載。（P55） ○総合事業に係る継続利用要介護者の利用可能なサービスについて記載。（P56）
	5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等及び目標設定	●介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームの構築・活用や目標設定など、具体的な記載事項や取組（人材推計の実施、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、ハラスメントへの対応、外国人材の受入環境整備等）について記載。（P101） ●生産性向上、経営改善支援等については、協議会の活用や目標設定など、具体的な記載事項や取組（介護事業者からの相談対応や伴走支援、経営の協働化による経営基盤の強化等）について記載。（P102） ●訪問看護に関する総合的な支援について記載。（P106） ●「電子申請・届出システム」の利用推進による介護分野の文書負担軽減の重要性について記載（P106）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画④）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	
1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項	1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項	
（一）在宅医療・介護連携の推進	（一）在宅医療・介護連携の推進	◎既存会議体等を活用した高齢者施設と協力医療機関のマッチング支援について記載。（P58、107）
（二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	（二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	◎一体的実施の取組に関し、質の向上及び量の拡充を図るフェーズに移行していることについて記載。（P59、107）
（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	◎互助の推進について追記し、多様な主体の例示について記載。（P59、107） ○多様な活動や事業を含めた地域の支え合い体制の状況把握の重要性について記載。（P60） ●都道府県が伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことの重要性等について記載。（P108）
（四）地域ケア会議の推進	（四）地域ケア会議の推進	◎頼れる身寄りがない高齢者等への支援について、市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進、都道府県による支援について記載。（P60、108） ○地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）において、頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化すること、地域の関係者との協働や多機関連携を更に推進していくことについて記載。（P61）
	（五）介護予防の推進	—
（五）高齢者の居住安定に係る施策との連携	（六）高齢者の居住安定に係る施策との連携	◎改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について記載。（P62、109）
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策		○特に中山間・人口減少地域において、真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等について記載。（P62） ○新たな特例介護サービスについて関係者の意見を聞くことの重要性について記載。（P63）
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策		○総合事業の実施状況の評価の際、各サービス・活動の質の向上のために、利用者の要介護度や利用者への効果に着目して分析・評価を行うことの重要性について記載。（P65）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画⑤）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	●中山間・人口減少地域において、真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等について記載。（P110）
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等		○介護人材確保や生産性向上等による職場環境改善に加えて、経営改善支援について記載。（P65） ○介護人材確保について、プラットフォームの構築・活用を中心に、具体的な記載事項や取組（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備等）について記載。（P65） ○生産性向上、経営改善支援等に関し、協議会を活用した取組の推進など、具体的な記載事項や取組について記載。（P67） ○「電子申請・届出システム」の利用推進による介護分野の文書負担軽減の重要性について記載。（P70）
5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	
（一）介護給付等対象サービス		—
（二）総合事業		○総合事業に係る継続利用要介護者が利用可能なサービスについて記載。（P71）
（三）地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化		○地域包括支援センターの体制整備に向けた取組として、居宅介護支援事業所による介護予防ケアマネジメントの直接実施等について記載。（P72） ○地域包括支援センターの事業評価指標も活用しながら機能強化を図る重要性について記載。（P72） ○地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等の策定・見直しについて記載。（P73）
（四）介護に取り組む家族等への支援の充実		○家族介護者支援の充実に向けて、家族介護支援事業をはじめとした各種事業の効果的な活用や、実態・ニーズの適切な把握の重要性について記載。（P74）
（五）高齢者虐待防止対策の推進		◎養護者に該当しない者による虐待防止にあたり、地域支援事業や包括的相談支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みの活用について記載。（P74、114）
（六）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進		◎国が構築するシステムを活用した事故情報の傾向把握、都道府県による市町村への相談対応・助言等の重要性について記載。（P74、114）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画⑥）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
6 認知症施策の推進	4 認知症施策の推進	◎認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。(P75、114)
7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況	5 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況	◎改正老人福祉法施行後においては、登録制の対象となるホーム等について、入居定員総数を記載することの追記。(P77、117) ◎将来に必要な介護保険施設や特定施設入居者生活介護等の介護サービス基盤の整備に当たり、特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム等における要介護者等の状況を踏まえることについて記載。(P77、117) (注) 次頁の八も確認すべき指標・状況として考えられる。
8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	6 介護サービス情報の公表に関する事項	—
	7 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	—
9 市町村独自事業に関する事項		—
10 災害に対する備えの検討	8 災害に対する備えの検討	◎災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。(P79、119) ◎介護施設等における防災・減災対策の一層の推進について記載。(P79、119) ◎市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載。(P79、119)
11 感染症に対する備えの検討	9 感染症に対する備えの検討	◎市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載。(P80、120)

介護保険事業（支援）計画の策定に当たって確認すべき指標・状況

- 第10期計画においても、サービス見込量の算定や2040年に向けた中長期的な推計の実施、保険料の算定が必要となる（第9期と同様）。
- 現行の基本指針では、計画の策定に当たって確認すべき指標は掲げていないが、都道府県、市町村及び地域の関係者が共通の課題認識を持つことに資するよう、基本指針に新たな別表を設け、確認すべき指標・状況を一覧として示すこととしてはどうか。

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

（下線は、見える化システムの改修等により、令和8年度以降、自治体において新たに把握が可能となる指標）

事項	確認すべき指標・状況	内容	（参考）把握方法 ※指針には記載しない
一 地勢と交通	地域特性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏 等	特に訪問・通所困難地域がある場合は、当該地域へのアクセスや社会資源の状況等を確認すること。	各自治体で独自に把握
二 人口構造	年齢三区分別人口、高齢化率、世帯数（単身高齢・高齢夫婦のみ） 等	中長期の需要の傾向を把握するため、過年度及び中長期の推移等を確認すること。	見える化システム （新）人口メッシュ
三 人口動態	出生数、死亡数、健康寿命 等	認定率の推計や医療介護連携に資するため、死亡場所別の死亡数等について、過年度の推移等を確認すること。	見える化システム、人口動態統計
四 認定者数の状況	要介護認定者数、要介護認定率 等	サービス見込量の推計等に資するため、要介護度別の要介護認定者数、年齢調整後の要介護認定率等について、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム
五 介護サービス等の利用状況	受給者数、受給率、自市町村内の事業所によるサービス提供割合、1人あたり費用額・算定回数、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR（standardized claim-data ratio、性・年齢調整済みレセプト出現比）） 等	介護サービスの利用状況や傾向等の把握に資するため、サービス別の受給率、1人あたり費用額、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）等について、過年度の推移や直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）自市町村内の事業所によるサービス提供割合 介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）
六 介護サービス見込量（計推）	介護サービス見込量、地域支援事業見込量、家族の就業の状況・意向 等	PDCAサイクルに沿った計画作成に資するため、サービス別の見込量について、家族等の就労継続や負担軽減の必要性等も踏まえ、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム、在宅介護実態調査
七 介護保険施設・事業所の状況	介護保険施設・事業所数、利用者数、入所率、稼働率、従事者数 等	サービス提供体制の現状や過不足を把握するため、1人あたり施設・事業所数や事業所別の入所率等を確認すること。	見える化システム （新）入所率、職員数推移
八 高齢者向け住まいの状況	有料老人ホーム等の施設数・戸数、入居者数、定員、要介護者等である入居者の状況 等	サービス見込量の推計等に資するため、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの設置状況及び入居者の状況（65歳以上高齢者数、認定者数、介護サービス受給者数等）を確認すること。	適正化システムの改修（新） （新）高齢者向け住まいに入居する被保険者の要介護度等、介護サービス利用状況
九 地域支援事業（日常生活支援・総合事業等）の状況	多様なサービス・活動の数・参加者数、通いの場の数・参加者数、地域包括支援センターにおける相談体制の状況、インセンティブ交付金における評価等	多様なサービス・活動の数や参加者数、通いの場の数や参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等について、過年度及び直近の状況を確認すること。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査（多様なサービス・活動、通いの場等）、地域包括支援センター運営状況調査
十 医療介護連携の状況	医療介護連携に関する加算の算定状況 等	医療介護連携の取組状況を把握するため、管内事業所の医療介護連携に関する各種加算の算定実績について、過年度及び直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）レーダーチャート
十一 認知症の人の数及び関連施策の状況	自治体内の認知症の人の数や推計値、認知症疾患医療センター、認知症サポート医等の機能や利用者数、ピアサポート活動や就労等の社会参加の機会、場の数・利用者数 等	地域における認知症の人の数や推計値を算出し、その上で認知症疾患医療センターは始めとする地域の医療資源の機能や利用者等を確認すること。また、認知症カフェや本人ミーティング、ピアサポート活動、就労といった社会参加の機会、場について、地域においてどのようなものがあるか、どれくらい活用されているかを確認する。	各自治体で把握（疾患医療センター、サポート医等の地域の医療資源、及び認知症カフェ等の社会参加の機会や場）